理事会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンクTAMAの理事会の運営に関し、定 款に定めるものの他、円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の構成)

- 第2条 理事会は、定款第29条に基づき、理事をもって構成する。
- 2 理事は、定款第 13 条第 3 項に基づき、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて 含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が理事会の総数の 3 分の 1 を超 えてはならない。
- 3 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、 理事の総数の3分の1を超えないこと。
- 4 定款第13条第4項及び第5項に抵触する者は、理事となることはできない。

(理事会の権能)

第3条 理事会は、定款第30条に定められた事項を議決する。

(理事会の開催)

第4条 理事会は、定款第31条に基づき、毎月開催することを原則とする。

(理事の職務)

- 第5条 理事の職務は、定款第14条第4項に基づき、業務を執行する。
- 2 理事の中に、総務担当理事、事業担当理事及びコンプライアンス担当理事を置く。
 - (1) 総務担当理事は、広報業務及び経理業務等を掌理する。
 - (2) 事業担当理事は、食品取扱業務及び食品授受業務を掌理する。
 - (3) コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス業務及び公益通報に関する業務 掌理する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会を経て総会の決議で行う。

附則

この規程は、令和4年6月1日より施行する。(令和4年5月27日総会決議)